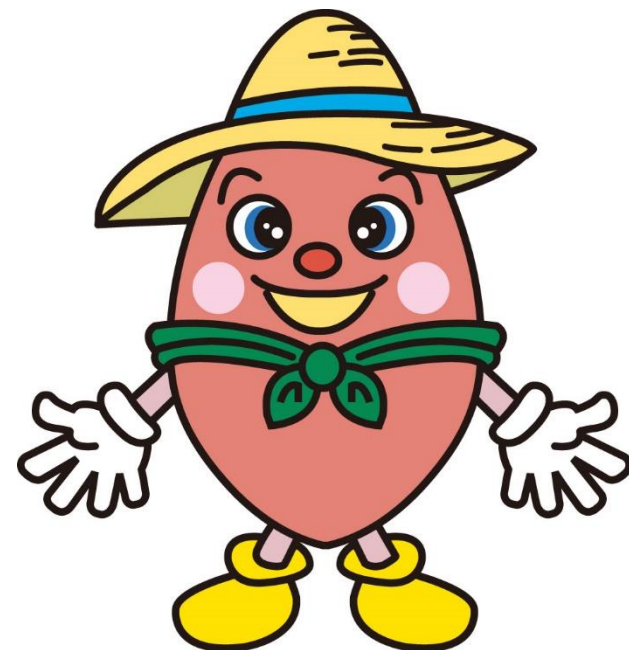


大津町地域公共交通計画 策定調査について

令和7年10月7日
大津町総合政策課



内容

■ これまでの流れ

■ 地域公共交通計画とは

■ これまでの大津町の
公共交通に関する施策

■ 今後のスケジュール



これまでの流れ

これまでの流れ

- 6月 町議会定例会にて計画策定調査業務に係る負担金の補正予算について議決
- 7月 プロポーザル公募開始 ⇒ 2社応募
- 8月 第1回大津町地域公共交通会議
プレゼンテーション審査会実施
⇒中央コンサルタンツ(株)を受託候補者として選定
- 9月 中央コンサルタンツ(株)と業務委託契約の締結
- 10月 第2回 大津町地域公共交通会議 (書面開催)
(本日)



地域公共交通計画とは

地域公共交通計画とは

- 地域公共交通計画は、「地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすもの。
- 国が定める「地域公共交通の活性化及び再生の推進に関する基本方針」に基づき、地方公共団体が地域の移動に関する関係者を集めて法定協議会（大津町地域公共交通会議）を開催しつつ、交通事業者や地域の関係者等との個別協議を重ねることで作成していくもの。
- 従来のバスやタクシーといった既存の公共交通サービスを最大限活用した上で、必要に応じて自家用有償旅客運送やスクールバス、福祉輸送、病院・商業施設・宿泊施設・企業などの既存の民間事業者による送迎サービス、物流サービス等の地域の多様な輸送資源についても最大限活用する取組を盛り込むことで、持続可能な地域旅客運送サービスの提供を確保することが求められている。

地域公共交通計画策定のメリット

メリット1 地域公共交通政策を法定計画に位置付け

- ・全体ビジョンや政策推進の観点を明確に示すことができる。
- ・事業実施にあたって、住民説明や議会での答弁、予算要求時の財政協議などに際し、法定計画に事業が位置付けられていることを根拠にできる。
- ・行政の強いリーダーシップのもと、取組を推進することができる。

メリット2 まちづくり施策や観光施策との連携強化

- ・まちづくり施策や観光振興など関係する様々な分野と連携、事業を推進できる。

メリット3 関係者間の連携強化

- ・法的協議会を設置して、協議・意見交換・合意のもとに計画作成を進めることで、行政・交通事業者・地域団体が連携してアクションプランを立てることができるとともに、新たな問題を解決するための協調行動を話し合うことができる。

メリット4 交通機関同士の役割分担の明確化と連携強化

- ・計画作成をきっかけに、地域全体のネットワークの在り方について、鉄道、バス、タクシー、その他地域の輸送資源を一体として検討し、活用できる地域旅客運送サービス全体の連携を強めたり、効率性を高めるための方針や目標、事業を関係者全員で考えたりすることができる。

メリット5 公共交通事業の継続性

- ・多様な関係者との協議を経て計画を作成することで、政策の継続性が確保される。
- ・計画に目標とPDCAが位置付けられていることで、定期的なチェックが行われるなどモニタリング機能が働くこととなり、突発的な利用者減少や路線廃止などを早期に察知し、対応を検討することができる。



これまでの大津町の 公共交通に関する施策

平成26年11月

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行



○地域公共交通網形成計画を策定することが出来るようになる。

- 地方公共団体が交通事業者など地域の関係者と連携しつつ、持続可能で面的な公共交通ネットワークを構築するためのマスタープラン。

平成28年3月

大津町地域公共交通網形成計画策定

計画期間：平成28年～令和3年

- ① 産交バス路線の内牧環状線を廃止し、代替交通として乗合タクシー及びスクールタクシーを導入。（平成31年4月）
- ② 乗合タクシーの北部・南部全域化。（令和2年4月）
- ③ 産交バス「駅南口線」及び乗合タクシーの新セントラル病院への乗り入れ。（令和2年10月・令和3年2月）

令和2年11月

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律の施行



○地域公共交通計画策定の努力義務化。

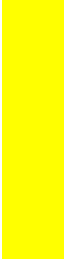
- ・バス・タクシー等の公共交通機関をフル活用したうえで、地域の多様な輸送資源（福祉バス、スクールバス等）の導入検討。
- ・定量的な目標の設定（利用者数・収支等）

令和4年9月

大津町地域公共交通計画策定

計画期間：令和4年～令和8年

- ① 町中心部の移動手段として「大津まちなかバス」の実証運行開始。（令和5年10月）
- ② 乗合タクシー制度の利便性向上
- ③ バス路線の効率化



今後のスケジュール

今後の計画策定スケジュール

令和7年度

- 10月～12月 ・ 各種アンケート・調査業務
- 1月～2月 ・ 調査結果の集計・分析
- 2月～3月 ・ 大津町地域公共交通会議
(調査結果の報告)

令和8年度

- ・ 計画策定業務委託業者の選定・契約の締結
- ・ 大津町地域公共交通会議（公共交通計画素案）
- ・ パブリックコメント（1カ月間程度）
- ・ 大津町地域公共交通会議（公共交通計画決定）
- ・ 大津町議会へ報告（全協）